

水源保全地域の指定区域の変更

(静岡県環境審議会 水循環保全部会)

1 水源保全地域の指定区域の変更に関する審議について

(1) 答申までの経過

令和6年 6月 3日 「静岡県環境審議会条例に基づく決議事項について」に定める簡易事項とし、部会の決議をもって審議会の決議とする取扱いに基づき審議することを決定

令和6年 7月 30日 知事から環境審議会に諮問

令和6年 7月 31日 環境審議会から水循環保全部会へ審議を付託

令和6年 9月 17日 水循環保全部会において審議

令和6年 9月 17日 結果を環境審議会会長へ報告、会長から知事へ答申

(2) 諮問内容

令和6年4月1日に5条森林の区域が変更されたことに併せて、水源保全地域の区域を変更する（＜別表＞水源保全地域の指定区域の変更参照）。

なお、今回の区域の変更は、「水源涵養機能を有する森林のうち5条森林を水源保全地域として指定する」という地域指定の考え方自体を変更するものではない。

(3) 審議結果

(2)に基づき、水源保全地域の指定区域を変更することが適当である。

2 スケジュール

月 日	市町・河川管理者・環境審議会意見 (条例第16条第2項)	公告・縦覧・告示手続 (条例第16条第3項)
7月 29日	市町・河川管理者意見照会開始	
	↓	
8月 7日	市町・河川管理者意見照会終了	
8月 13日		公告・縦覧開始
		↓
9月 12日		公告・縦覧終了
9月 17日	水循環保全部会において審議 部会長から会長へ報告 会長から知事へ答申	
9月 20日		告示

<別表> 水源保全地域の指定区域の変更

諮 問 内 容				審議結果
水源保全地域	区域の 拡張	区域の 除外	(参考) 森林簿の 面積増減要因	
静岡市水源保全地域	○	○	森林簿の追加、 小規模林地開発	地域森林計画（森 林法第5条第1項 ）の対象とする区 域の変更併せて 変更することが適 当である。
浜松市水源保全地域	—	○	森林簿の補正	
沼津市水源保全地域	—	—		
熱海市水源保全地域	—	○	小規模林地開発、 森林簿の補正	
三島市水源保全地域	—	—		
富士宮市水源保全地域	○	—	森林簿の補正	
伊東市水源保全地域	—	○	小規模林地開発	
島田市水源保全地域	○	○	林地開発、森林簿の補正	
富士市水源保全地域	—	—	森林簿の補正 ^{※1}	
磐田市水源保全地域	—	—		
焼津市水源保全地域	—	—		
掛川市水源保全地域	—	○	開発(新東名) 森林簿の補正	
藤枝市水源保全地域	—	—		
御殿場市水源保全地域	—	○	小規模林地開発、 森林簿の補正	
袋井市水源保全地域	—	○	林地開発	
下田市水源保全地域	—	—		
裾野市水源保全地域	—	○	小規模林地開発	
湖西市水源保全地域	—	○	小規模林地開発	
伊豆市水源保全地域	—	○	林地開発	
御前崎市水源保全地域	—	○	林地開発、森林簿の補正	
菊川市水源保全地域	—	○	林地開発	
伊豆の国市水源保全地域	—	○	林地開発	
牧之原市水源保全地域	—	○	林地開発、森林簿の補正	
東伊豆町水源保全地域	○	—	森林簿の補正	
河津町水源保全地域	—	—	森林簿の補正 ^{※1}	
南伊豆町水源保全地域	—	—		
松崎町水源保全地域	—	—		
西伊豆町水源保全地域	—	—	森林簿の補正 ^{※1}	
函南町水源保全地域	—	—		
清水町水源保全地域	—	—		
長泉町水源保全地域	—	—		
小山町水源保全地域	—	○	林地開発	
吉田町水源保全地域	—	—		
川根本町水源保全地域	—	○	林地開発、森林簿の補正	
森町水源保全地域	—	○	開発(新東名)	
合計	4 市町	18 市町		
	+39.2ha ^{※2}	-117.6ha ^{※2}		

※1 森林簿の面積のみ補正され、森林計画図は変更されていない

※2 森林簿上での面積増減であり、森林簿の面積のみを補正した区域の面積変化も含む